

## 「久喜市歯と口腔の健康づくり推進条例（案）」の概要

### 1 条例制定の経緯及び目的

歯と口腔<sup>こうくう</sup>の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、バランスのとれた適切な食生活を送ることは肥満や糖尿病等の生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっています。

特に、幼児期・学齢期のむし歯予防は子ども達の健全な成長を促し、高齢者や要介護者の口腔ケアは誤嚥性肺炎等の予防だけでなく、食生活の充実など生活の質を高め、健康寿命の延伸に寄与することから、「歯と口腔の健康づくり」を幼児期から高齢期まで一生を通じて継続的に取り組む必要があります。

国では、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」、令和5年10月には「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」が策定されています。

また、埼玉県では、平成23年10月に「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」、令和6年3月に「第8次埼玉県地域保健医療計画（第4次埼玉県歯科口腔保健事業推進計画）」が策定されています。

第8次埼玉県地域保健医療計画では、「歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している市町村の増加」として、2029年度までに全63市町村が条例を制定することを目標に掲げており、市町村においても条例の制定が進んでいます。

### 2 制定する条例の概要

本条例では次のことを定めています。

- 1 目的（第1条）
- 2 定義（第2条）
- 3 基本理念（第3条）
- 4 市の責務（第4条）
- 5 市民の役割（第5条）
- 6 歯科医療等業務従事者等及び保健等業務従事者等の責務（第6条）
- 7 事業者の役割（第7条）
- 8 施策の基本的事項（第8条）
- 9 財政上の措置等（第9条）
- 10 委任（第10条）
- 11 附則

（裏面に続く）

### 3 条例制定に係る考え方

市民の歯と口腔の健康づくりを推進するために、基本理念を定め、市、歯科医師等、教育等関係者及び市民がそれぞれの責務及び役割を踏まえて行動するとともに、相互に連携・協力し、一体となって歯と口腔の健康づくりのための施策を総合的かつ計画的に推進していくという市の施策の枠組みを提示した条例です。